

いじめ自殺事件判例に見る生徒指導に関する考察

——いわき市立中学校いじめ自殺事件判例を通して——

加藤 一 佳

目次

はじめに

- 1 行政の「いじめ」の認識と対応措置
- 2 いわき市立小川中学校生徒いじめ自殺事件判例
 - 2-0 本判例の特徴
 - 2-1 事実の概要
 - 2-2 学校の生徒指導組織
 - 2-3 二郎に生じた出来事のうち、学校が認識したこと及び学校の指導（概略）
- 3 学校のいじめ認識と生徒指導
 - 3-1 一時的形式的生徒指導の繰り返し
 - 3-2 学校のいじめ認識と生徒指導
- 4 生徒指導の不作為と学校の過失
 - 4-1 生徒指導の不作為
 - 4-2 生徒指導体制の機能喪失と学校の過失
- 5 学校の安全監督義務といじめ対応の期対される生徒指導

おわりに

引用文献

はじめに

平成9年1月9日の朝日新聞夕刊に、「いじめメモ残し自殺」の三段見出しがある。長野県須坂市の中学1年の男子生徒が7日夜、「4人にいじめられている。死にたくなった」という内容のメモを残して自殺した記事内容である。昨年9月18日鹿児島県知覧町で中学3年生が、10月31日新潟市下山の中学2年生がいじめを苦しめた自殺事件が生じ、また、自殺の予告で、学校関係者を困惑させ、社会に大きな衝撃を与えた事件が全国的に散見された。⁽¹⁾

平成元年度「我が国の文教施策」では、「学校内においては、昭和50年代後半に校内暴力が多発し、続いていじめが深刻な社会問題となったが、現在これらは一応鎮静を見るに至っている。」⁽²⁾として、いじめ問題への対応措置が一応の成果を上げているはずであった。しかし、平成6年度の文部省調査は、「自らの学校にもいじめがあるのではないかとの問題意識をもって」全ての学校での実情把握が行われ、「学校としていじめを確認しているもの」から、「いじめられた児童生徒の立場に立って」実態を把握する方法に変わったその結果、1万5千校余でいじめが発生し、発生件数は5万6千余になり、一校あたり1.4件の発生が

あった。極めて憂慮すべき状況を認識することになったのであった⁽⁹⁾。

平成8年12月の「生徒指導上の諸問題の現状と文部省の施策」によると、「いじめは、小学校においては約34%、中学校においては約58%、高等学校においては約40%の学校で見られ、全小・中・高校等では一校あたりの発生件数は1.5件となっている。」⁽⁴⁾ように、中学校では半数以上で発生していることが明らかになり、これまでの行政施策が殆ど実効を挙げていなかったことを示している。

児童生徒の問題行動の取り組みについて、学校教育活動での教師の在り方や生徒指導力が改められて問われている今日、いわき市立小川中学校いじめ自殺事件が判例の一つとなっている⁽⁶⁾ので、この判例における生徒指導を通して教師の指導や在り方について考えてみることにする。

1 行政の「いじめ」の認識と対応措置

昭和60年10月25日の生徒指導主管会議において、松永文部大臣は「いじめ問題が深刻な状況になって、今や、大きな社会問題となっている。学校で起こっている問題で、他に責任を転化するわけにはいかないので、校長を中心にして全教師が一致協力して問題の解決にあたらなければならない」と述べた。文部省が初めて行った、昭和60年4月1日から10月31日までの間の、全国規模のいじめの実態に関する調査結果では、いじめは、小学校・中学校・高等学校総数の55.6%で発生し、発生件数は15万5千余になっていた。学年別では、小学校5年から中学2年までがピークとなり、発見は、担任教師によるのが最も多く、次いでいじめられた児童生徒からの訴えであった。⁽⁶⁾

青少年白書でみれば、昭和59年頃から生徒間のいじめに起因する事件や自殺が相次いで発生し、臨時教育審議会の第二次答申で緊急の対応措置が求められるなど、いじめ問題は、極めて深刻な状況にある⁽⁷⁾とし、警察がいじめに起因する事件で補導した少年の生徒数状況は、昭和59年が、531件、1920人で内79.5%が中学生が占め、いじめが原因で自殺した少年は7人の内6人が中学生であった⁽⁸⁾。昭和60年は、638件で前年比20.2%増加し、1950人で内78.9%が中学生で、いじめ自殺は前年より2名多い9人でいずれも中学生であった⁽⁹⁾。昭和61年は、845人で前年比56.7%の大幅減少であった⁽¹⁰⁾。ちなみに、東京都立教育研究所編集の「『いじめ問題』研究報告書」によれば、東京都でのいじめ事件の発生件数は、昭和53・54年（第1期）、昭和60・61年（第2期）、平成5・6・7年（第3期）の、三つの年代時期のピークがある⁽¹¹⁾。また、「データにみる生徒指導」では、戦後の期間で青少年非行のピークは、昭和20年代、昭和30年代後半から40年頃にかけて、40年代後半から60年前後ににかけての3回である。非行問題は、それぞれのピーク期間に飲酒・喫煙や盗みに、校内暴力が加わり、それにいじめの問題が起こったが、これまでとは様相の異なる学校不適応も新たな問題となった。⁽¹²⁾

いじめに関する留意事項や指導についての通知などの行政措置を、「データにみる生徒指導」の「生徒指導関係略年表」で見れば、昭和24年度から平成4年度までの間、昭和60年、61年、63年の3ヶ年にわたっているが、大部分は昭和60年に集中しており、制度改正、審議会答申等の欄では2件、通知、通達等の欄では5件が措置されている⁽¹³⁾。しかし、いじめの発生件数は、文部省が調査を開始した昭和60年度の15万5千件余をピークとして、以降は漸次減少していた。

昭和63年度「我が国の文教施策」では、生徒指導の充実を重要施策の一つとしながらも、いじめ問題は減少傾向にあると認識し、行政の関心は、登校拒否に移っている⁽¹⁴⁾。そして、生徒指導の充実の具体化として、「いじめ等が多発し、深刻な社会問題となった時点においては、そうした児童生徒の個別の問題行動に対処するために、有識者等による検討会議等を開催して意見を聴取し、それらを踏まえて教育委員会に早急に取り組むべき事項や留意事項を通知するなど指導の徹底に努めるとともに、生徒指導困難校に対する教員の加配措置等を講じてきた。」⁽¹⁵⁾と、いじめ問題やその他の問題が発生した都度個別に対応がなされた措置済みの形になっている。平成元年度では、「一応鎮静をみるに至っている。」⁽¹⁶⁾とし、平成2年度では、生徒指導が、問題行動への対症的指導から子供の発達に関わる学校教育本来の積極的役割を強調している⁽¹⁷⁾。平成3年度、平成4年度、平成5年度は、平成2年度と同様の認識で、いじめに関してわずかな痕跡のみで、重要課題は、高校退学や登校拒否である。

平成6年度には、「いじめや登校拒否などの問題」とする小見出しが設けられ、改めていじめと登校拒否の問題行動の深刻さを再認識し、昭和60年度から平成4年度までのいじめの発生学校数の推移の図示を登場させ⁽¹⁸⁾、いじめの発生件数が、小学校及び高等学校では減少しているが、中学校では増加し、昭和60年度の調査開始以来減少を続けていた総発生件数が初めて増加に転じ、「その根絶に全力を挙げなければならない。」⁽¹⁹⁾と強い表現を用いる。しかし、生徒指導上の適切な対処としては、校長のリーダーシップの下に、全教職員が一致協力する体制の確立が必要だ⁽²⁰⁾と、これまでの対応姿勢の強調を繰り返しているのである。

平成7年度の、「一人一人を大切にした教育を行っていくという基本に立ち返る」⁽²¹⁾という趣旨は、これまでの白書と同様であるが、平成6年11月27日に生じた、愛知県西尾市東部中学校2年生のいじめ自殺事件の衝撃のもとに提言された、平成6年12月9日の「いじめ対策緊急アピール」にある、「いじめがあるのではないかとの問題意識を持って、全ての学校において、直ちに学校を挙げて総点検を行うとともに実情を把握し、適切な対応をとること。」に基づいて行った、「総点検の結果、新たに多くのいじめが報告され」て、いじめの問題が極めて憂慮される事態を認識する⁽²²⁾のであって見れば、この趣旨は単なる標語だったと映らないだろうか。いじめ問題への対応について、7年3月13日付報告「いじめの問題の解決のために当面とるべき方策等について」中の、「いじめについては、誰よりもいじめの側が悪いのだという認識の下に、いじめを受けている児童生徒を守っていくという基本的な考え方に立って、取り組むべき具体的な方策」の提言⁽²³⁾は、これまでとは違った、子供一人一人と向き合った教育の基本に立った対応姿勢が窺える。

2 いわき市立小川中学校生徒いじめ自殺事件判例 福島地裁いわき支部 平成2年12月26日（確定）⁽²⁴⁾

2-0 本判例の特徴

(1)中学生の自殺の原因は、いじめに対して実効性のある生徒指導対策を取らなかった、学校側の過失によるとして、損害賠償請求が認められたものであるが、同時に、原告側にも過失があったとして七割の相殺をした。

(2)学校側の安全注意義務は、親権者の保護監督義務に比べて、副次的なものではなく、

生徒が学校内及びこれと密接に関連する生活関係下にある間は、生徒の自主性・自律性を尊重しながらも、親権者の保護監督義務と同等のものと考えるべきであると判断された。

(3)自殺の予見可能性について、(学校側の安全注意義務違反の有無を判断するに際して)、重大ないじめは必然的に被害生徒の心身に重大な危害をもたらすのであるから、悪質重大ないじめであるとの認識が可能であれば足り、必ずしも自殺することまでの予見可能性を要しないものと解した。

市川須美子氏は、いじめも含めて学校教育活動に起因する子どもの自殺事故について、本件以前に学校側の責任が認められた事例は皆無であった⁽²⁵⁾と述べる。また、本件いじめの特徴として、長期性、深刻さのエスカレート、公然性を挙げる。⁽²⁶⁾

さらに、いじめは子供の集団生活上の病理であって、加害生徒の学校からの排除によって解決するものではない。あくまでも、学校内部での徹底した教育指導がいじめ対策義務であると述べる。⁽²⁷⁾

伊藤進氏も、いじめ被害裁判としては、学校側の賠償責任を肯定した唯一の判決とし、また、学校事故における学校側の過失と被害生徒の自殺との因果関係については、これまでの多くの判例は否定的に解してきたが、本判決はその理由づけが明快でないまでも、これを肯定している、としている。⁽²⁸⁾

2-1 事件の概要

昭和60年9月25日午後7時頃、いわき市立小川中学校3年生二郎が、いじめを受けて自殺した事件で、学校は二郎の心身の安全を保持すべき義務を怠りいじめを看過し放置したとして、裁判所は、二郎の家族（原告太郎は二郎の父親、花子は母親、一郎は兄、ハナは祖母）がいわき市に対して損害賠償請求を認めたものである。

二郎は性格的におとなしく従順で、自主性に乏しく意志が弱く、学業成績も概して芳しくなく、春男のいじめに対して殆どなすがままにされ続けてきた。家庭では、両親が働いていたため、主に祖母が厳しく面倒を見ていた。

二郎は、二年生の4月、春男からの借金を期日までに返済できなくなったのがきっかけで、学校を抜け出したり、金銭を強要されたり、無断外泊を繰り返すようになった。三年生になって春男からの暴力がひどくなり、他の生徒から金を集めるように命令されたり、自宅の金を持ち出し、また、教室で他の生徒の現金を盗もうとしているところを教員に見つかっていた。

2-2 学校の生徒指導組織

小川中学校には、校長1名、教頭1名、教諭17名その他の職員がおり、1年生から3年生まで各3クラスのほか特殊学級1組があった。各クラスには学級担任と副担任がおり、学年主任が各学年の生活指導を担当し、全校生徒の指導に当たる生徒指導主事がいた。職員会議のほか、生徒指導委員会、企画委員会、職員研修会があり、全校的な問題について協議や話し合い、指示の伝達が行われた。

校長は、二郎が二年生時までが熊谷、三年生時が草野、教頭は二階堂、生徒指導主事が二年生時から香野、担任は二年生時が齊藤、三年生時が大河原であった。

2-3 二郎に生じた出来事のうち、学校（教員）が認識したこと及び学校の指導（概略）

＜＞内は、学校が知らなかった、春男の二郎に対する加害行為の事実（概略）

(1) 二郎は、昭和58年4月、小川中に入学し春男とは1年生時から同クラス。二年生になった、昭和59年4月26日頃、二郎は春男から、期日後は一週間毎に5倍に増やす約束で1500円借金したが、期日まで返済できず借金と利息の返済を迫られ、5月18日春男の暴力を怖れて学校を抜け出し警察に保護された。斉藤教諭は、二郎に「金銭強要について春男に強く指導するから心配しないように」と説諭し、春男に「金銭貸借はしないよう」に注意した。祖母ハナに、金銭の貸借をしないように家庭でも十分気をつけるように話した。

5月28日 春男が、休み時間に廊下で二郎の頭部を殴ったため、斉藤教諭は、春男に、冗談やふざけて暴力を振るう真似を絶対しない旨指導したところ、非を認め二郎に謝罪した。祖母ハナに連絡し、加害者が非を認めて反省しているので許して欲しい旨告げた。

8月29日 春男は二郎に、下校途中暴力を振るい、金を要求したので、翌日、二郎は学校を抜け出し、夕方斉藤教諭に発見された。斉藤教諭は、二郎に対し、暴力を受けたり金銭を強要されたら担任にすぐ打ち明けるよう指導した。また、同教諭や校長らは、春男に注意し、更に春男の母親に、家庭での指導が困難として、児童相談所等での相談を勧めたが、「本人によく話して聞かせるので許して欲しい。」旨述べた。

10月6日 春男が金銭を強要して下校途中待ち伏せしていることを二郎から聞いた斉藤教諭は、二郎を車で送ったところ、春男らが二郎を待ち伏せしていた。同教諭は、二郎に今後も遠慮なく言うよう指導し、春男に二度としないと約束させたが、その後、春男は二郎から金銭を強要してとった。

同月9日 同教諭は、二郎に対し、同じことを何回も繰り返すのは二郎自身にも悪いところがあるので、十分注意するように指導し、春男及びその母親から3000円を返金させ、春男に対し、弱い者から金銭を強要することは大変悪い、二郎の立場になって考えるようにと指導した。また、春男の母親に対して、家庭での指導を促した。

同月26日 二郎の学校給食費、諸会費の使い込みが判明し、今後学校への納入金は、祖母ハナが直接学校へ持参することを申し合わせた。

昭和60年2月ころ 斉藤教諭は、二郎の早退が多くなっているのを、春男の脅迫、金銭強要が続いているのではと考え、その有無について尋ねたが、二郎はこれを否定した。春男も否定したので、「心を引き締めて生活するように。」と指導した。しかし、同月12日兄一郎が学校を訪れ、斉藤教諭と面談し、春男のいじめが続いているのではないかと尋ねた。二階堂教頭は兄一郎に対し、二郎を厳しく叱るのではなく、親切に教えてやって貰いたい旨話した。

同月23日 二郎は、春男他1名と、バイクを盗もうとして警察に補導された。斉藤教諭は、右3名に対し、以後このようなことをしないようにと指導した。

(2) 三年生になった、昭和60年4月 春男が二郎に金銭を強要したことを知った香野教諭及び大河原教諭は、二郎に対し「理由もないお金を出す必要はない、春男には指導しておくから、心配するな。」と話し、香野教諭が、春男の母親に金銭関係の大切さを教えて欲しい旨要請した。

同月16日 春男と二郎は、金銭の貸借に関して言い争ったため、大河原教諭は、同日クラスの生徒全員および春男に絶対やってはいけないと注意した。

同月17日 春男は、他の生徒や教師の目の前で、二郎の顔にマジックインクでいたずら書きをし、二郎は黙ってなされるままになっていた。大河原教諭は、春男に対し、弱い者

いじめは絶対しないように指導し、二郎には、勇気をもって拒否するよう指導した。同月同月23日 大河原教諭は、二郎宅を家庭訪問の折り、祖母ハナから、二郎がいじめられないように気をつけて欲しいと言われ、よく調査して指導する旨話した。

5月11日 春男に他の生徒から金を集めるよう命じられたことを二郎から打ち明けられた大河原教諭は、春男に対し、かわいそうだ、すまないことをしたと思わないかと説諭した。

同月15日 二郎は、登校後、虚偽の口実で外出し、夕方学校に戻った。大河原教諭は、二郎に外出の理由を尋ねたが、話さなかったので、反省を求めた。同月24日にも、二郎は春男から金を集めろと命じられたが、集められないので、大河原教諭に、虚偽の口実を告げて学校を早退した。翌日、大河原教諭は、二郎から、早退の理由を聞き出し、勇気をもって先生に話すように指導し、祖母ハナにその事実を知らせた。祖母ハナは、同教諭に対し、祖母ハナの手紙を持たせないときは早退させないでほしいと依頼した。そして、大河原教諭は、同日、春男及びその母親に「今度やったら施設に送る。」と、やや強い調子で注意した。

6月17日朝 二郎は、大河原教諭に気分が悪いからと学校を欠席して、友人と遊んだ。翌日、大河原教諭は二郎に対し、この欠席について深く反省するよう指導した。

7月10日 春男は、学校の理科室で水酸化ナトリウムの水溶液を、二郎の背中に流し込み、背中全体が赤くなる火傷を負わせた。二郎はぶつかってかかったと言い張り、春男は二郎がかけても良いと言ったのでかけたと言ったので、香野教諭と大河原教諭は春男には、たとえ相手の了解があっても薬物なのだから慎重に取り扱う必要のある旨注意したが、反省の態度が見られなかった。両教諭は、二郎に対しても、事実を隠したり、嘘をついてはいけなくと強く指導した。また、大河原教諭は二郎方に電話して、右事件を報告し謝ったところ、電話に出た祖母ハナは、「これから気をつけてください。」と要望した。

<7月中旬ころ、春男は二郎に、金を強要し、金の徴収を命じ、休み時間に教室で竹刀で暴行を加えた。また、7月はじめころから9月上旬ころまでの間、春男は二郎に、約10回にわたり、雑草を無理に食べさせ、嘔吐するのを面白がって見ていた。

9月4日技術の授業中春男は二郎を殴り、同級生が見かねて制止した。9月中旬ころ、春男は二郎に、下校途中、煙草約八本を立て続けに吸わせたり、二郎が仲良くしている友人を殴って、「一言も二郎と話すな。」と命じた。また、金銭を強要したり、徴収を命じ、数回にわたり暴行を加えた。>

9月5日 二郎は、学校を早退し、友人と神社裏で喫煙しているところを、教頭と稲村教諭に補導され、嘘をついて早退した理由を聞かれたが、二郎は無言でいた。教頭らは二度とやっちはいけない旨二郎に注意した。

同月17日 二郎は、学校を無断で早退して友人と遊んだため、翌日 大河原教諭が二郎に早退の理由を聞いたが、何も答えなかったので、同教諭は、無責任な行動を取ってはいけなくと指導説諭した。

9月はじめころ、二郎方では、母親花子が集金した金の紛失をめぐって母親花子と祖母ハナが喧嘩になったが、二郎は盗んだことを白状し、母親花子に謝った。また、同月15日ころ 二郎は、家族に内緒で腕時計を購入した。

(3)教室荒らしの状況

昭和60年9月21日 留守中の教室で物色中の二郎を見つけた香野教諭は、春男から金銭

を強要され暴力を受けていることや、それ以前にも同様の非行を繰り返していたことを、二郎から告白された。同教諭は、二郎に対し、「先生から春男をよく指導しておくから心配するな。」と諭して、大河原教諭に二郎の盗みの件を報告し、同教諭とともに、二郎に対し、二度と盗みをしないよう説諭した。大河原教諭は、二郎の自宅に連絡する旨告げ、更に、草野校長が今後そのようなことをやらないよう説諭して、二郎を帰した。しかし、香野教諭は、二郎が告白した窃盗の動機については、草野校長や大河原教諭ら他の教師には告げなかったため、大河原教諭及び草野校長は、二郎を説諭する際、この金銭強要への言及を全くせず、香野教諭自身もこの点に言及しなかった。春男は金銭強要の理由を、「冗談で言った。」と弁解すると、香野教諭は、「冗談にしろ言ってよいことと悪いことがある。今後このようなことを絶対しないように。」と指導し、春男を帰した。

3 学校のいじめ認識と生徒指導

3-1 一時的形式的生徒指導の繰り返し

判例は、学校のこれらの生徒指導を学校の過失として次のように述べる。

春男の二郎に対するいじめは、一年生のころから発生し、二年生時以降次第に悪質化しつつ継続していたもので、そのうちの一部の事実については学校も把握していた。

そうであれば、学校は、どんなに遅くとも三年生時の昭和60年4、5月ころ、いじめの全体像の把握に努め、いじめの再発及び仕返しを防ぐために、学校の教職員全体による協力体制を作り、学級全体の問題として他の生徒の協力を求めるなどして、実効ある方策をとるべきであった。

しかるに、担任教師が概ね単独で担当し、学校全体として取り組むほどの重大な問題とは考えず、問題行動が判明した都度口頭で注意する程度の一時的な指導のやり方は、春男や二郎を全人格的に指導し、抜本的な解決を図ろうとする姿勢及び行動は全く見られなかった。また、その場限りの一時的な指導の繰り返しは、春男を増長させ、二郎に対する悪質ないじめを継続することにつながった。

3-2 学校のいじめ認識と生徒指導

昭和40年5月発行の「生徒指導の手引き」には、生徒指導の意義は、「生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を旨とするとともに、学校生活が生徒のひとりひとりにとっても、学級や学年、さらに学校全体にとっても、有意義に充実したものにすることを旨とするところにある。」⁽²⁹⁾さらに、生徒指導の人間観として、「ひとりひとりの生徒を常に目的自身として扱う。それは、個人の自己実現を助ける過程であり、人間性の最上の発達を目的とするものである。」⁽³⁰⁾と説明されている。そして、学校における、領域的な教育課程に属さない教育活動、また、休憩時間や放課後などにおいて個別に行われる随時の指導や教育相談などの指導が、生徒を理解し全人的な人間形成の実現のために重要なことである。⁽³¹⁾と生徒指導の重要性を述べる。

二郎が授業の抜けだし、金銭貸借、虚偽の早退、万引き、窃盗、喫煙、無断外泊、金銭の使い込み等の問題行動を起こした都度、担任教師が中心になって、本人に問題点を指摘して注意・説諭し励ますなど根気よく繰り返し指導したと学校は釈明する。しかし、「生徒を尋問的、非難的、批判的に見ようとするのであれば、教師と生徒の間に望ましい人間関

係の成立は期待できない。』⁽³²⁾とする、共感的理解を生徒指導の基本とする姿勢の印象が薄い。

二郎の訴えには、その性格を考慮して、真剣に受けとめてきたが、二郎からはいじめについて、正確かつ具体的な申し出はなく、二郎の家族とも担任教諭が家庭訪問や学校での三者懇談会等において、二郎の問題点や指導の仕方について話し合ったが、二郎の家族からも二郎がいじめや他生徒との衝突等で苦しんでいるとの申し出はなかったと学校は述べる。しかし、二郎の申告に対して見せかけの受容に終始した学校に、二郎の心は閉ざすようになり、二郎の家庭とも二郎を保護する協力関係を築くことができなかつたのである。

学校が、教師間の緊密な連絡を欠き、事実の正確な把握を怠り、学校全体で問題に対処すべき事態もあるのに、先入観や偏見・予断を持って、殆どの場合教師が単独で問題に対処した結果、二郎は春男らと仲良しグループであると認識することになった。

春男と二郎の関係は既に一年生時に形成された支配と被支配の関係がますます強められ完全に固定化しており、極めて悪質な「いじめ」そのものであった。

さらに、学校は二郎の自殺について、昭和60年9月21日までの時点では、二郎の自殺を予期させる具体的状況は存在せず、同日以降自殺した同月25日までの間、二郎は学校教育の手の届かない生活範囲にあったので、自殺予見や自殺防止の監督義務の履行は不可能であり、二郎の自殺は突発的な事故であって、むしろ、親の監督義務が期待されるものであれば、学校が主張するのは、安全保護監督義務上の責任免責の問題に終始するだけであって、このことから、生徒の自己実現を手助けし人間形成の実現にかかわる教師の苦悩からは程遠く感じるのである。

4 生徒指導の不作为と学校の過失

4-1 生徒指導の不作为

本事件が起こる以前の、生徒指導に関する行政の対応措置の通達は次の通りである。

昭和55年11月25日付「児童生徒の非行防止について」の通知は、校内暴力事件の増加に対応しての措置であったが、生徒指導の基本的対応として「全教師が一体となって取り組む」必要が喚起され、昭和58年12月5日付「公立小学校及び中学校における出席停止等の措置について」通知は、十分な教育的配慮のもとで、他の児童生徒の教育を保障するために、法令に定める出席停止の措置をとる必要があるとする。「生徒指導の手引き」を始めとする多くの生徒指導資料が供され、事例も挙げられて数多くの指導項目が示されている。

判例では、これらの通知や資料に基づいた生徒指導を行わなかったことを不作为の過失と見るのである。問題が生じた都度担任教諭がもっぱら単独で生徒を説諭し、殆ど学校全体で対応することなく、また、他の生徒の授業を保障するため春男に対して、出席停止あるいは学外の機関との連携や委託も含む措置を講ずることもなく、生徒指導としての展開や積み重ねが見られず、その場しのぎの形式的でおざなりな指導に終始し、二郎に対して厳しく当たる不適切な指導をしたのは、いわば放置状態にし、さらに悪質化を招いたのは、学校の過失であろう。この最も端的な事例として、教室荒らしに対する生徒指導の責任である。

4-2 生徒指導体制の機能喪失と学校の過失

教室荒らしを現認された二郎の告白について、香野教諭は、①二郎が強要されていた金銭を実際に春男に交付したかの事実確認を怠り、②二郎の告白の矛盾ないし疑問点の解明を怠り、③春男に対し、二郎に暴行を加えた事実の確認をせず、更には、④草野校長や大河原教諭に、二郎の申告内容を報告しなかった。

学校では、校長の方針により、生徒指導上の問題が生徒、父兄から持ち込まれたり、教師らが発見した場合、解決指導の組織、手順などを決め、最終的には学校を挙げて解決に取り組むことが決められていたが、この指導体制は機能せず、学校全体の安全義務即ち組織過失というべき状態なのである。

裁判官は、香野教諭の（二郎の供述を信用できないものと断じて）取った以上の態度のために、学校の対応は、いわば二郎の必死の訴えを踏みにじるようなものであり、さらに、（いじめが小川中に存在することが明らかになるのを怖れるような気持ちが同教諭にあったのではないという疑問さえ払拭しがたいほどである）、と印象を語る。学校が真剣な対応を取っていれば、二郎の自殺という最悪の事態を十分に阻止することができたものと思われるので、学校の過失は否定しがたく、また、学校の過失と二郎の自殺との間に相当の因果関係があるとするのである。

5 学校の安全監督義務といじめ対応の期待される生徒指導

本件争点を検討する前提として、次のような学校の安全保護義務に関する一般論が述べられている。

学校の監督義務の範囲は、学校教育活動及びそれに密接に関連する生活関係に限るも、親権者の監督義務の補充的、副次的なものではなく、親権者の義務と同等のものと考えべきである⁽³⁹⁾。また、学校が生徒間の衝突等を常時監視し、管理するのは適当でなくても、生徒達の動向に関心を払い、もしも、重大かつ深刻ないじめの存在が推察されたり、生徒や家族から具体的な訴えがあったとき、適切な対処をしなければならない。

対処の仕方として、まず、被害生徒に増幅されたいじめが加えられないように十分配慮しながら、事態の正確な把握の結果、放置できないいじめ実態が解明されたとき、クラス全体、学年全体、さらには学校全体の問題として取り上げ、いじめの卑劣で醜い行為、被害生徒の屈辱や苦悩の大きさを生徒全員に理解させ、周囲の生徒達には、身をもっていじめを制止するか、教師に直ちに報告することを訴え、他方、被害生徒に対しては、いじめと闘うことを説き聞かせ、できなければ、担任教師や家人に申告することを約束させるなどの教育的手段を講ずべきである。

さらに、学校は、犯人探しではなく、問題が起きた際一々警察に届けるのは教育の放棄であって、裏切られても根気よく指導していくのが真の学校教育の姿であるとしても、なおいじめが継続されているときには、児童相談所や家庭裁判所への通告の明示という一層強力な指導をなすべきであり、学校教育法26条の出席停止の措置も検討して、依然として何らの効果も見られないときは、学校内指導の限界を越えるものとして、警察や家庭裁判所その他の司法機関の措置に加害生徒を委ねることも必要というべきである。

おわりに

「いじめられて、さようなら」(佐瀬 稔)⁽³⁴⁾は、判例とは違った方法で「いじめ」の核心に迫る。判例の理解を補う若干の部分を省略して次に引用し、考察を進めたい。

昭和60年9月26日午前7時40分頃、林の中の無人の農具小屋の軒下で、ビニール・ホースで首を吊っている次郎が発見された。着衣は、二日前に次郎が登校時に校門前で級友に「病院に行く」と言って姿を消したときに着ていたのと同じだった。遺体のかたわらに遺品。黒い学生帽。白い学生カバン。青いビニール・バッグ。現金70円の入った小銭入れなど。教科書に2枚の紙片がはさんであった。

一枚には、「今日つきあえ。(略)もしこれないなら、十郎に言え、(帰ったら、十郎にヤキ入れられるよ)(略)次郎と三郎へ和夫より」

もう一枚には、「次郎へ 三郎と二人で、今日、千円あつめてくれ、クラブのじかんに、ぜったいな あと、あした金もってこい、一万円な、ぜったいだぞ、十郎にやらなきゃなんないから」十郎は同じ中学の卒業生で、和夫の上位にいた少年。(プロログから)(判例上の人名との関連 次郎は二郎、和夫は春男、三郎は二郎と仲のよい友人)

男子生徒たちの証言。

「中二のころから死ぬまで、次郎君が和夫君にいじめられていたことは、クラス全員がわかっていたと思います。クラス担任の先生も多分知っていたと思う。(略)ぼくにはあのいじめを止めることはできなかった。一応止めに入る人もいることはいたんですが、みんな、止めてもどうせまたやるだろうと思っていた。ずっとそういうことが続いていたからです。そんなことがあったのなら、先生に知らせるべきではなかったか、と言われても、(略)知らせようという気持ちも起きなかったんです。頼りにならないというか・・・」

「(略)不良グループには先生たちもできるかぎり近づかない感じで、(略)先生方の多くは不良生徒の前でビビっていた感じがした。そういう雰囲気だった。(略)」(第一章告発から)

判例の事実精査より鮮やかに、状況を彷彿とさせている。二郎の普段そのままの通学の着衣や遺品は、中学生の生きることに絶望した姿なのか、祖母の厳しい仕付に背中を押されて学校へ向かった生きる惰性のなかにも一縷の望みをもっていた姿なのか。教科書に挟まれていた二枚の紙片は、そのぼんやりとした微かな光源さえも閉じてしまった。二郎が出した助けを求めるサインを教師がしっかりと受け止めなかったことは、直接でないにしろ絶望の淵へ追いやった。

生徒指導は、生徒の人格の発達を目指し、充実した学校生活を図り、⁽³⁵⁾生徒の自己実現を手助けして、人間性の最上の発達を目的にするはずである。⁽³⁶⁾しかし、判例は学校がこの問題に対して一時的なその場限りの指導を繰り返し、実効ある指導をしなかった過失を挙げているが、生徒の証言にも、教師への全般的な不信があり、学校全体が中学校学習指導要領総則第6の2の(3)「教師と生徒及び生徒相互の好ましい人間関係を育てる」という配慮に疎かで、人間形成を行う教育活動の雰囲気に乏しかったことが感じられる。

教師の職務は、「児童(生徒)の教育をつかさどる。」(学校教育法第28条第6項)ことであり、「人格の完成をめざし、心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」(教育基本法第一条)ことを目的とする。したがって、子どもに関する教育活動のすべての領域に配慮する生徒指導の充実が、学校教育機能の全般に大きな役割を果たすのである。

生徒指導は、「人間的成長発達の指導助言活動を指す」もの⁽³⁷⁾であるから、「単に消極的な指導態度ではないことを期待」するのである。⁽³⁸⁾したがって、判例では、学校が春男や二郎を全人格的に指導すべきことを期待したのである。

いじめの要因・背景としては、受験競争の過熱や学校教育の画一性、硬直性あるいは閉鎖的な学校の在り方等の問題があることが、臨教審の第一次答申でも指摘された。もし、例えば、本件学校の教育活動がこのような事態にあって、有名高校への進学者数が学校の評価につながり、教育活動の重点が教科指導に置かれているならば、教育課程外の場における生徒指導を重視することが、全人的な人間形成の実現のために大切である⁽³⁹⁾ことを忘れないまでも、疎かになりがちなことは想像される。仮にそのことがあり得るなら、このようないじめ問題は、市川須美子氏が子どもの集団生活上の病理であり、しかも社会的要因の病理として、今日のどの学校でもあり得ることである。

いじめの要因は児童・生徒の生活環境全体に存在していると考えられ（臨教審第二次答申）⁽⁴³⁾、また、「いじめは子どもの集団生活上の病理であるから、加害生徒を学校から排除しても解決するものではなく、あくまでも、学校内部での徹底した教育指導がいじめ対策の核心」⁽⁴⁰⁾であれば、教師は、いじめに積極的に対処する義務を有し、被害生徒に対する人権侵害を防止しなければならないし、親（家庭）に対する適切な情報提供も、学校がいじめ対策義務の一環なのである。⁽⁴¹⁾

このようないじめの認識のもとで、生徒指導には本件判例中の一般論としての生徒指導に加え、臨教審答申で示された対応、文部省の指導や留意事項及び指導資料や実践例、学校内外からの数多くの提案など、多岐にわたる項目が加えられ、研修の徹底が図られてさらに厳格な遂行が求められる。いわゆる生徒指導の詳細なマニュアル化と管理的生徒指導の徹底化が進行することになるのである。

生活指導をめぐる問題状況 今日教育環境の悪化、自治能力の衰退、基本的生活習慣の欠如、等々から助言指導だけでは十分対応できないと、権力的な管理的指導が強化されている⁽⁴²⁾。しかし、人間形成のマニュアル化は、個性尊重や多様な価値観の容認や人間性の最上の発達などを内容とする人間形成の指導が可能なのであろうか。さらに、それらは生徒指導のための人間観であるだけでなく、教育的愛情のもとで生徒の教育をつかさどる教師に対する教師観でもあるべきであろう。したがって、教員資質の自覚的な自己向上が重要になるのである。例えば、臨教審第二次答申では、「人間愛や児童・生徒に対する教育的愛情を基盤とする広く豊かな教養、教育理念や人間の成長・発達についての深い理解、教科等に関する専門的知識、そしてそれらの上に立つ実践的な指導力」をもって児童・生徒と心を触れ合うことが、国民が望む教員の在り方となるのである。⁽⁴⁴⁾

引用文献

- (1) 朝日新聞2月2日青森、同2月15日千葉、同2月28日秋田、同3月10日平塚、毎日新聞2月3日福岡、同10月17日横浜、文芸春秋平成9年新年号 p364、昭和60年前後のいじめ問題年表及び中野富士見中事件関連の資料は季刊教育法64に詳しい。
- (2) 平成元年度「我が国の文教施策」 p42
- (3) 生徒指導上の諸問題の現状と文部省の施策について 文部省 p20
- (4) 同上 p4
- (5) ジュリスト No976 p29

- (6) 文部省調査前掲3 p25
- (7) 昭和61年版青少年白書 p279
- (8) 昭和60年版青少年白書 p236
- (9) 昭和61年版青少年白書 p281～283
- (10) 昭和62年版青少年白書 p220
- (11) 平成7年度「いじめ問題」研究報告書 東京都 p45
- (12) データにみる生徒指導 第一法規 p2
- (13) 同上 p172
- (14) 昭和63年度「我が国の文教施策」 p202～204
- (15) 同上 p207
- (16) 平成元年度同上 p41～42
- (17) 平成2年度同上 p308
- (18) 平成6年度同上 p13～14
- (19) 同上 p162
- (20) 同上 p189
- (21) 平成7年度同上 p190
- (22) 同上 p208
- (23) 同上 p210
- (24) 判例・実例による 教職員法律問題質疑応答集 第6集 ぎょうせい
- (25) ジュリスト No976 p30
- (26) 同上 p31
- (27) 同上 p31～32
- (28) 別冊ジュリスト No118 p166～167
- (29) 生徒指導の手びき 文部省 1965 p1
- (30) 同上 p11, 生活指導の用語は多義内容なので生徒指導とする。p7
- (31) 同上 p76
- (32) 生徒指導上の問題についての対策(生徒指導資料) 昭和55年3月 文部省 p28
- (33) 学校教師には教育とかかわって在学児童・生徒の安全を保障する安全義務が存し, 児童・生徒間事故に際してもその一端が問われるが, その学校教師の児童生徒安全義務は親の監督義務そのものの代行形態ではなく, 教育専門的安全義務であると解される。休み時間や放課後における在学児童生徒に対しては, 生活(生徒)指導上の安全保障である。(教育法(新版) 兼子仁 有斐閣 p508～p509)と同基調。
- (34) いじめられて, さようなら 佐瀬稔 草思社
- (35) 生徒指導の手びき 前掲 p1, 中学校指導書教育課程一般編においても同趣旨 p90
- (36) 同上 p11
- (37) また, 生活指導が教育法用語として適切とする。教育法新版 兼子仁 有斐閣 p431
- (38) 同上 p432
- (39) 生徒指導の手びき 前掲 p75
- (40) ジュリスト No976 p31
- (41) 教育法学辞典 学陽書房 p247
- (42) 同上 p408
- (43) 臨教審だより, 臨増5 第一法規 p43, (44) 同上 p32

以上